

柵倉中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、全ての生徒がいじめを行わずに、さらに他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらもこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合い、例え好意で行った行為であっても、いじめと認知する場合がある。

(2) いじめの防止等の対策の組織

<組 織>

名称：いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会を母体とする。）

<構 成 員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議委員（該当学年教師随時）

<活 動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ未然防止に関すること
- ③いじめ事案に対する措置に関すること
- ④いじめについて生徒の理解を深める活動に関すること。

<開 催>

- ①母体である生徒指導委員会を毎週金曜日を開催する。
- ②いじめ事案が発生した場合は、上記構成員を参集して緊急開催する。

(3) いじめの未然防止のための取組

- ①弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ②生徒の豊かな情報と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ③保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を積極的に図る。
- ④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発やその他必要な措置として、人権教育（道徳授業等）を実施する。
- ⑤生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ⑥ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

（４）いじめの早期発見のための取組

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

（ア）生徒対象のいじめアンケート（毎月末1回及び長期休業日明け）

（イ）担任と生徒による定期教育相談を年2回（6月 11月）実施する。

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

（ア）スクールカウンセラー等の活用

（イ）いじめ相談窓口の設置（教頭・生徒指導主事・養護教諭）

③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

（５）いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害生徒・保護者に対する支援と、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、いじめを行った生徒を別室において学習を行わせるなどの措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

⑥いじめの解消については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していることとする。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。

(6) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記組織を中心として、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を職員による学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止に関する取り組み。
- ②いじめの早期発見に関する取り組み。
- ③いじめに対する措置に関する取り組み。
- ④いじめの再発を防止するための取り組み。

(8) その他

- ①本方針は、学校ホームページ (<http://www.tanagura.gr.fks.ed.jp/>) に掲載し公表する。
- ②新入学生徒は入学時、上級生については進級時に生徒及び保護者に説明する。

付則

平成 30 年 2 月 22 日 一部改正